

(お知らせ)

平成 24 年 2 月 24 日
行 財 政 局

〔 担当 コンプライアンス推進室
Tel 222-4069 〕

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

本日開催致しました平成 23 年度第 2 回京都市公正職務執行審議会の結果について、
下記のとおりお知らせします。

記

1 日 時 平成 24 年 2 月 23 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 45 分まで

2 場 所 職員会館かもがわ 大多目的室

3 出席者 (敬称略)

委 員 安保千秋, 大西啓子, 梶谷正, 高木光, 平林幸子, 藤岡一郎, 星川茂一
京都市 人材活性化政策監 山添洋司, コンプライアンス推進室長 鷲頭雅浩ほか

4 議事内容

(1) 会長の選出及び副会長の指名について

会長については、委員の互選により、藤岡委員が就任した。

副会長については、会長の指名により、安保委員が就任した。

(2) 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の状況等について

平成 23 年度上半期における要望等の総数 8,523 件のうち、不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に該当するものは 3 件 (事案の概要については別紙参照) であった。各案件につき事案の概要及び本市が講じた措置について報告し、これに対して意見をいただいた。

(3) その他

業務妨害や脅迫的な要望を行う者への対応について、意見をいただいた。

(4) 委員からの主な意見

- ・ 保育所に対する事案については、現時点で要望者からの動きはないとしても、今後、同様の要望がなされる可能性を見据えた対策を検討しておくべきである。
- ・ 開かれた市庁舎であることと、職員や来庁者の安全を確保することとをどのように両立させていけばよいかを検討していく必要がある。
- ・ 集団で不正な要望を行う者に対するために庁舎管理のルールを明確化しておく必要がある。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の概要

1

年月	平成 23 年 6 月
所属	保健福祉局
事案の概要	要望者は、保育所に通う子（女兒）らと同居していたが、要望者の母親との関係の悪化により家を出たため、要望者の母親が当該女兒を養育していた。 要望者の養育態度に問題があったことから、女兒の安全を確保するため要望者の母親の要請で、要望者が一人で当該女兒を迎えに来て、要望者の母親と連絡が取れない限りは、当該女兒を引き渡さないこととしていた。 しかし、要望者は、「子供を引き取りたい」と言って突然保育所を訪れ、当該女兒を抱いて連れて帰ろうとした。そこで、所長が要望者から当該女兒を引き離したが、要望者ともみ合いになり、所長らは要望者に足等を蹴られた。
講じた措置内容及びその後の状況	連絡を受けて来所した要望者の家族とともに要望者を説得したが、要望者の興奮状態が収まらず、保育所内の職員や他の児童にも危害が及ぶおそれがあったため、警察へ通報した。要望者は、警察官が到着する前に退去した。 後日、要望者は家に帰り、要望者の母親が事前に保育所に連絡を入れた場合のみ、当該女兒を迎えに保育所を訪れている。

2

年月	平成 23 年 8 月
所属	建設局
事案の概要	要望者は、市道のアスファルトが剥離していたために怪我をしたとして、補償を求めて土木事務所を訪れた。 そこで、土木事務所が現地を確認したところ、アスファルトのつなぎ部分が経年劣化により最大 4 センチメートル窪んでいることが確認されたが、統括課と協議を行った結果、容易に識別し得る状態であったことなどから、道路管理瑕疵の補償対象にはならないと判断した。 同日、要望者が再び上記所属を訪れた際に、補償の対象にならない旨を伝えたところ、要望者は、「納得がいかない。」と威圧的な言葉で何回も繰り返し、机を叩いた。そこで、要望者に冷静に話をするよう警告したが、要望者はパイプ椅子を倒した。
講じた措置内容及びその後の状況	要望者がさらに暴力行為に及ぶおそれがあったため、警察へ通報したが、要望者は警察への通報を知ると、直ちに退去した。 その後、要望者の訪問や連絡はない。 なお、アスファルトの剥離部分は、本事案発生後直ちに補修した。

年月	平成 23 年 9 月
所属	産業観光局
事案の概要	要望者は、京都一周トレイルコース内の川を渡るために設置されている踏み石について、その石積み方法が変更された経緯を教えて欲しいと言って、所管課を訪れた。 そこで、所管課の職員が、京都一周トレイルコースの管理を委託している京都府山岳連盟（以下「山岳連盟」という。）に聞けば何らかの情報が得られるかもしれないと伝えると、要望者は、山岳連盟を呼ぶようにと要望した。 当該職員は、山岳連盟の担当者に連絡を取ったところ、当該担当者がすぐに来所するのは困難であり、また、質問事項については現地確認等の調査をしないと回答できないとのことであったため、その旨を要望者に伝えたが、要望者は本日中に教えてほしいと執ように要望を繰り返し、声を荒げて当該職員に詰め寄った。その後、協議が 4 時間以上に及んだため、退去を命じたが、要望者は応じなかった。
講じた措置内容及びその後の状況	要望者が自ら退去しなかったため、警察に通報した。 要望者は、警察官にも同じ内容の話を繰り返したが、警察官の助言により、退去した。 その後、要望者は、上記の対応に対する苦情を関係部署に申し立てていたが、3 回目の訪問の際に、これで終わりにすると述べ、その後、要望者の訪問や連絡はない。